

香川県基幹系情報システム（公共施設予約決済システム）
更改及び運用・保守業務に係る仕様書（案）に対する意
見等の招請について

香川県（以下「本県」という。）では、香川県基幹系情報システム（公共施設予約決済システム）の運用・保守契約（クラウドサービス）の委託契約が令和9年12月31日に満了することに伴い、当該システムについて、更改の上、当該更改後のシステムの運用・保守を6年間実施する予定としており、当該更改及び運用・保守業務（クラウドサービス）に係る仕様書（案）に対する意見等を招請します。

1 システムの概要

公共施設予約決済システムは、県及び県内の市町の文化施設、スポーツ施設、会議室等の公共施設における、空き情報の提供及び予約の申込みを、インターネットを通じて、いつでもどこからでも行うことが出来る機能等を提供するシステムです。

2 仕様書（案）の貸与

仕様書（案）（以下「貸与資料」という。）の貸与を希望する事業者は、貸与申請書（別紙）を3の(3)に示すメールアドレス宛てに提出してください。

(1) 貸与申請書の提出期限

令和8年5月29日（金）17時00分

(2) 貸与期間

令和8年5月20日（水）から令和8年6月12日（金）まで

3 意見等の提出方法

(1) 提出方法

(3)に示すメールアドレス宛てに提出してください。

(2) 提出期限

令和8年6月9日（火）17時00分

(3) 提出先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部デジタル戦略総室デジタル戦略課

総務・スマート県庁推進グループ 佐藤（良）、北澤

電話 087-832-3121 内線（2310, 2311）

メールアドレス rl1529@pref.kagawa.lg.jp、ga4189@pref.kagawa.lg.jp

4 提出物

No.	提出物名称	提出形態
1	意見提出(鑑)	電子データ (※資料の貸与時に様式(ファイル)を提供します。)
2	意見・回答票(Excel ファイル)	電子データ (※資料の貸与時に様式(ファイル)を提供します。)
3	その他事項(回答)	原則として電子データ
4	補足資料	原則として電子データ

※ No.4 の補足資料については、意見・回答票の記載内容の補足説明、ライセンス価格表、カスタマイズ費用の積算内訳表、その他参考資料等を、必要に応じて提出してください。

※ No.3、4 について紙媒体での提出を希望する場合は、3の(3)の提出先に直接持参するか、郵便又は信書便で提出してください。

5 回答票及び意見票の記入上の留意事項

意見・回答票ファイル (Microsoft Excel 形式) は、複数のシートで構成されています。以下の内容に留意し、各シートに記入してください。また、ファイル名に貴社の商号又は名称 (略称可能) を付加してください。

(1) 「概要」シート (様式1)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。

(2) 「費用見積」シート (様式2)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。また、費用は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入してください。

(3) 「機能要件適合及び費用詳細」シート (様式3)

貸与資料を参照し、「適合」欄に下表の適合内容に該当する記号を記入してください。

適合内容	記号
本システムに実装している機能	◎
〃 実装していないがカスタマイズで対応できる機能	○
〃 実装していないが代替案で対応できる機能	△
〃 実装しておらず、対応できない機能	▲

適合条件があれば、「適合条件」欄にその内容を記入してください。

代替案で対応する機能 (当該機能の「適合」欄の回答が「△」の場合) は、「適合条件」欄に当該機能の代替案を具体的に記載してください。

(4) 「その他確認事項」シート (様式4)

「説明」欄を参照し、「回答」欄に回答を記入してください。

(5) 「意見票」シート（様式5）

仕様書（案）に対する意見又は提案がある場合に、「項目」欄に対象となる機能 ID 等を付して、「意見」欄に意見等を記入してください。

なお、仕様書（案）等全般的事項についての意見等の場合は、「項目」欄に『全般的事項』と記入してください。

6 その他

- (1) この公共施設予約決済システムの更改及び運用・保守業務（クラウドサービス）の調達は予定であり、中止又は内容を変更することがあります。
- (2) 貸与資料の内容は検討途中のものです。
- (3) 意見等（付属資料を含む。）の作成及び提出に係る経費は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された意見等（付属資料を含む。）は、一切返却しません。
- (5) 提出された意見等（付属資料を含む。）は、本県において、調達仕様書等を検討する際の参考とするため、本県の組織内で複製及び配布するものとします。
- (6) 提出された意見等（付属資料を含む。）について、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等をお願いする場合があります。